



小野町告示第61号

小野町の区域内の字の区域を次の通り変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195条）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成18年3月27日

小野町長 宍戸良三



記

編入する字名	左に編入される区域
大字浮金字越野	大字浮金字馬場135の3から135の7まで 大字浮金字下田1の1の地先の道路である公有地の一部
大字浮金字馬場	大字浮金字越野39の一部及び字馬場135の2に隣接する字越野の道路である公有地の一部 大字浮金字下田79の2の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の一部 大字浮金字林内187 大字浮金字館112の2の一部、112の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに93、114の1の地先の道路である公有地の一部 大字浮金字七ツ椀22の一部、23、24から26までの各一部、30の一部
大字浮金字下田	大字浮金字林内48の2、48の4から48の6まで、188から192まで 大字浮金字馬場、字下田114の1、114の3、114の4に隣接する字馬場の水路である公有地の一部
大字浮金字林内	大字浮金字下田101の2 大字浮金字戸之内2の2、8の2、9の2、10の2、11の2、13の2、15の2、16の2、17の2、98の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部並びに字林内118、127、128、131、141、144の2、145の2、150に隣接する字戸之内の道路である公有地の全部

<p>大字浮金字館</p>	<p>大字浮金字馬場 44の一部、45の一部、47の一部、49の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字館78、80、82、90、91の1に隣接する字馬場の道路、水路である公有地の一部</p> <p>大字浮金字七ツ椀26の一部、30の一部、235の1から235の4までの各一部、239の1の一部、239の3の一部、263の一部、264の一部、270の一部、271の一部、284の一部、286の一部、288の一部、291の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに225、232、233、234の2、242の地先の水路である公有地の一部</p>
<p>大字浮金字七ツ椀</p>	<p>大字浮金字馬場 59の地先の道路である公有地の一部</p> <p>大字浮金字館 247の6から247の8まで、251の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに218の16、279の1の地先の道路である公有地の一部、字七ツ椀 235の2、239の1、239の3、240の1、263、264、270、289、291、293、389の6、389の7に隣接する字館の道路、水路である公有地の一部</p>